

# 臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社ミライト・ホールディングスの定款の定め

株式会社ミライト・ホールディングスの  
最終事業年度に係る計算書類等の内容  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

株式会社ソルコム

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.solcom.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

# 定 款

(平成 27 年 6 月 25 日 改定)

株式会社ミライト・ホールディングス

# 株式会社ミライト・ホールディングス定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ミライト・ホールディングスと称し、英文では、MIRAIT Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営む会社の株式または持分を保有し、当該会社に対し、株主としての権利を行使するとともに、必要な助言、あっせんその他の指導を行うことにより、情報通信社会の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事および付帯設備の施工、請負および保守
- (2) 情報通信システムハードウェア、ソフトウェアおよびこれらに付帯または関連するシステムの開発、運用ならびに保守
- (3) 産業廃棄物の処理業ならびに産業廃棄物処理機器等環境保全設備の販売および建設
- (4) 前各号に関する測量、設計、コンサルティングおよび機材、機器類の販売、賃貸、製作、保守ならびに輸出入業務
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (8) 総合警備保障業務
- (9) 金銭の貸付
- (10) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 事務用機器、事務用品、運動用具および家庭用電化製品の販売、修理ならびにリース事業
- (13) 食料品、日用品雑貨、農畜水産物の販売および輸出入業務
- (14) 古物売買業
- (15) 経理事務および採用、給与計算、福利厚生、研修等に関する事務の受託
- (16) 企業の委託による資材倉庫の製品管理、梱包および運搬業務
- (17) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業代理業
- (18) 印刷業
- (19) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項に関わらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は 11 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

(相談役および顧問)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 33 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当には利息をつけない。



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

2017年度におけるわが国経済については、米国政権の政策動向や世界的な政治情勢の不安定さなど懸念される要素はあったものの、企業収益や設備投資の増加、雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続しました。

情報通信分野においては、固定通信分野では光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第4世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能（AI）を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような社会構造、通信環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2017年度をスタートとする4ヶ年の第3次中期経営計画（2020年度目標：売上高3,400億円、営業利益170億円、ROE8%以上）を策定し、事業領域の拡大、ビジネスモデルの変革、利益重視の事業運営を推進してまいりました。

### NTT事業

光コラボレーションモデルの普及に伴う光開通工事の拡大に取り組むとともに、子会社の直営工事能力向上などの生産性向上施策を推進し利益率の改善を図りました。

### マルチキャリア事業

4Gの高度化及び新周波数帯工事の本格化に伴うモバイル工事の拡大に取り組むとともに、工事平準化や子会社との一体運営の推進等による施工効率の改善を図りました。また、グローバル関連では、オーストラリア、ミャンマーなど現地法人の経営安定化に継続して取り組みました。

### 環境・社会イノベーション事業

太陽光発電設備工事や土木・管路工事等の受注・売上拡大に取り組むとともに、受注時審査、工程管理の厳格化により利益率の改善を図りました。

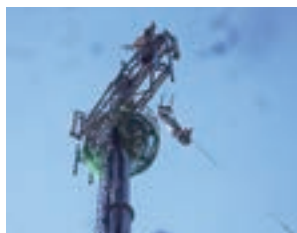
## ICTソリューション事業

2016年6月に連結子会社化したシンガポール子会社（Lantrovision (S) Ltd）との国内外における営業連携の強化や700MHzTV受信障害対策工事の拡大に取り組むとともに、受注時審査、工程管理の厳格化により利益率の改善を図りました。

さらに2017年10月よりドローンビジネスを本格展開するなど、中長期的な視点に立った新規事業領域の開拓にも積極的に取り組みました。



NTT事業



マルチキャリア事業



環境・社会  
イノベーション事業



ICT  
ソリューション事業

一方で、グループ運営体制の強化を図るため、北海道、東北地域におけるモバイル工事強化を目的とした(株)日進通工の完全子会社化や、Lantrovision (S) LtdとMirait Singapore Pte.Ltd.の合併及び(株)ミライト情報システムとMIS九州(株)の合併による効率化を行いました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は3,263億2千6百万円（前期比0.9%増）、売上高は3,129億6千7百万円（前期比10.5%増）、営業利益は167億1千5百万円（前期比66.1%増）、経常利益は178億3千8百万円（前期比68.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は115億4百万円（前期比78.7%増）と大幅な増収増益となりました。

### 売上高

3,129億円

前期比  
10.5%増

### 営業利益

167億円

前期比  
66.1%増

### 経常利益

178億円

前期比  
68.4%増

### 親会社株主に 帰属する当期純利益

115億円

前期比  
78.7%増

## ミライトの業績

ミライトは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、受注・売上の拡大と利益回復に向けて、成長分野（フロンティアドメイン）を拡大するとともに、事業を支える人材の育成、安全・品質の強化に積極的に取り組みました。

NTT事業においては、光コラボレーションモデルの普及に伴う光開通工事のほか、積極的な提案営業の拡大、子会社の直営工事能力向上などの生産性向上施策の推進等により売上・利益の確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、LTE-Advanced、キャリアアグリゲーションなど4Gの高度化及び新周波数帯工事の本格化に伴うモバイル工事の受注拡大に加え、前年度からの繰越工事の完工促進等により売上・利益ともに増加しました。

環境・社会イノベーション事業においては、屋根型太陽光発電設備工事の受注取消しはあったものの、前年度からの繰越工事の完工促進等により売上が増加しました。

ICTソリューション事業においては、700MHzTV受信障害対策工事及びPBX・LAN工事の拡大等により売上・利益ともに増加しました。

以上の結果、受注高は1,933億1千8百万円（前期比4.7%減）、売上高は1,979億9千7百万円（前期比13.1%増）、営業利益は136億2千3百万円（前期比86.0%増）となりました。



## ミライト・テクノロジーズの業績

ミライト・テクノロジーズは、既存分野（ベースドメイン）の安定と底上げを図りながら、成長分野（フロンティアドメイン）を拡大するとともに、事業を支える人材の育成、技術力の強化、安全・品質の強化にも重点的に取り組みました。

NTT事業においては、積極的な提案営業と電柱更改工事等手持ち工事の推進に加え、業務効率化の推進により売上・利益の確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、基地局整備等モバイル工事の受注拡大はあるものの、売上・利益ともに若干の減少となりました。また、グローバル関連では、オーストラリア、ミャンマーなど現地法人の経営安定化に継続して取り組みました。

環境・社会イノベーション事業においては、大型太陽光発電設備工事の受注を獲得する一方、既存太陽光発電設備工事の利益率改善を図りました。

ICTソリューション事業においては、ソフト事業の拡大等により売上・利益の確保に努めました。また、2017年10月よりドローンビジネスを本格展開するなど、新規事業領域の開拓にも取り組みました。

以上の結果、受注高は1,260億8百万円（前期比10.5%増）、売上高は1,073億8百万円（前期比1.5%増）、営業利益は22億2千4百万円（前期比40.4%増）となりました。



## ラントロビジョンの業績

Lantrovisionグループは、LAN配線等の設計・施工・保守を手掛けるアジア最大手の企業として、シンガポールをはじめ13ヶ国・地域28都市において事業を展開しております。当期につきましては、日本企業のアジア進出及び多国籍企業の日本拠点に対する営業連携を行うなどグループ内でのシナジー創出に積極的に取り組んだほか、シンガポールで火災検知システムの構築等を行う Innovative Energy Systems & Technology Pte.Ltd.の新設など事業の拡大を図りました。一方で、2017年6月にMirait Singapore Pte.Ltd.を吸収合併し、コスト削減にも努めてまいりました。



以上の結果、受注高は159億3千5百万円（前期比3.5%増）、売上高は159億1千1百万円（前期比32.0%増）と増加したものの、営業利益につきましては不採算プロジェクトの影響もあり5億6千9百万円（前期比26.9%減）となりました。

## 当社（持株会社）の業績

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能等を担っていることなどから、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は41億9千8百万円（前期比0.3%減）、営業利益は25億7千1百万円（前期比1.4%減）となりました。



### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は126億2千6百万円であり、その主なものは、データセンターの建設によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な設備投資に充当するための増資あるいは社債等の重要な資金調達は行っておりません。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、固定通信分野では光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第4世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。

加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能（AI）を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループはクラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野（フロンティアドメイン）を積極的に拡大する必要があります。また一方で、工事能力の向上、顧客基盤の強化、利益構造の改善などによりグループ運営体制を強化し、利益重視の事業運営を推進していく必要があります。

さらに、社会的に少子高齢化、働き手不足が進むなか、当社グループは協力会社も含め皆が安心して働けるよう労働環境の整備、安全対策の徹底等を進めることにより、事業の担い手確保に努めるとともに、ICTの活用など働き方を能動的に変化させていく必要があります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

##### ①利益重視の事業運営

- ・顧客の設備投資動向の変化に合わせた柔軟なリソースシフト
- ・業務プロセスの改善と工事平準化による生産性向上
- ・プロジェクト管理強化による不採算案件の解消

##### ②経営基盤の強化

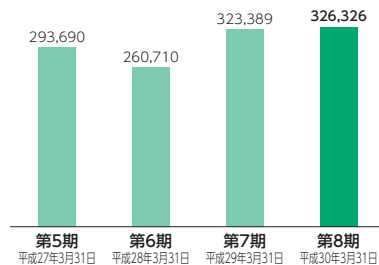
- ・働き方改革の取り組み推進
- ・成長分野の業務遂行に必要な人材の育成（資格取得等）
- ・ESGの取り組みやコーポレートガバナンス向上などによる企業ブランド力の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

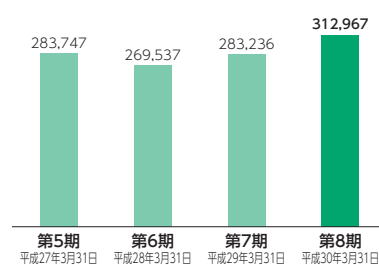
## (5) 財産及び損益の状況

区 分		第 5 期 平成27年 3 月期	第 6 期 平成28年 3 月期	第 7 期 平成29年 3 月期	第 8 期 平成30年 3 月期 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	293,690	260,710	323,389	326,326
売上高	(百万円)	283,747	269,537	283,236	312,967
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,108	3,631	6,437	11,504
1 株当たり当期純利益	(円)	136.58	44.65	79.81	145.41
総資産額	(百万円)	192,700	194,978	218,053	236,480
純資産額	(百万円)	126,184	126,599	128,837	140,744
1 株当たり純資産	(円)	1,510.59	1,511.74	1,570.53	1,733.14

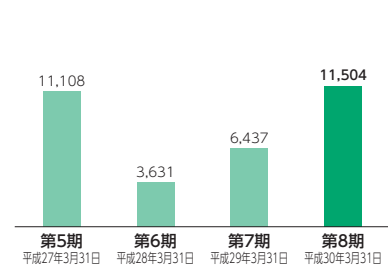
受注高 (百万円)



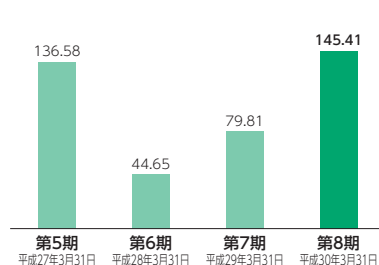
売上高 (百万円)



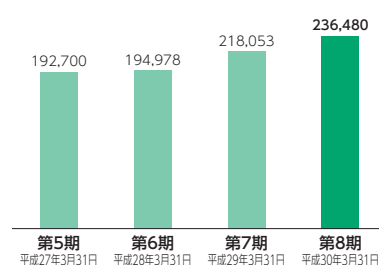
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



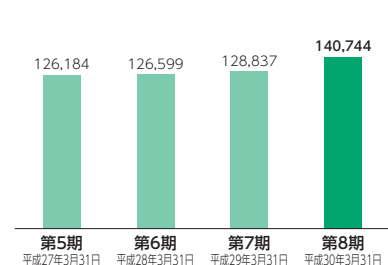
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
■ 株式会社ミライト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む54社であります。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
■ 株式会社ミライト	東京都江東区豊洲5-6-36	46,106	106,886

## (7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
NTT事業	● NTTのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IPネットワーク等の通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マルチキャリア事業	● 移動体通信の基地局、各種モバイル設備の折衝・調査・設計、建設・試験、保守・運用 ● NCC向け固定通信設備、CATV設備、海外での通信キャリア向け工事等
環境・社会 イノベーション事業	● 環境・新エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備・空調設備等の設計、建設、保守・運用 ● 電線地中化等の土木工事
ICTソリューション事業	● 情報通信システムの設計、工事、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 通信機器、ネットワーク関連商品の販売等

## (8) 主要な営業所及び拠点

■ 株式会社ミライト・ホールディングス (当社)		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
■ 株式会社ミライト (子会社)	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、福島支店 (郡山市)、栃木支店 (栃木市)、茨城支店 (水戸市)、千葉支店 (千葉市)、神奈川支店 (横浜市)、信越支店 (長野市)、東海支店 (名古屋市)、北陸支店 (金沢市)、西日本支店 (大阪市)、京都支店 (京都市)、兵庫支店 (神戸市)、中国支店 (広島市)、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ (子会社)	本社	大阪府大阪市
	支店	群馬支店 (高崎市)、埼玉支店 (さいたま市)、東京支店 (東京都江東区)、名古屋支店 (名古屋市)、京都支店 (京都市)、関西支店 (大阪市)、大阪支店 (大阪市)、兵庫支店 (神戸市)、奈良支店 (橿原市)、和歌山支店 (岩出市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)、シンガポール支店 (シンガポール共和国)
■ Lantrovision (S) Ltd (子会社)	本社	シンガポール共和国

- (注) 1. Lantrovision (S) Ltdは平成29年6月30日付でMirait Singapore Pte.Ltd.を吸収合併しております。  
2. 株式会社ミライト・テクノロジーズは平成29年10月1日付でシンガポール支店を新設しております。

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数 (名)
■ ミライト	4,880
■ ミライト・テクノロジーズ	3,043
■ ラントロビジョン	985
■ 当社	102
合計	9,010

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
102名	1名減	42.6歳	16.7年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

## (10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 85,381,866株  
(3) 株主数 16,640名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
住友電気工業株式会社	16,236	20.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,768	6.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,743	4.71
住友電設株式会社	2,488	3.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,353	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,421	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,317	1.66
株式会社みずほ銀行	1,229	1.55
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,218	1.53
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,183	1.49

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（5,840,584株）を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（額面総額165億円）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

新株予約権の数	3,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,061,403株
転換価額	1株当たり 1,368円
新株予約権の行使期間	2017年1月12日から 2021年12月16日の銀行営業終了時 (いずれもルクセンブルク時間) まで
新株予約権付社債の残高	16,500百万円

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 正俊		株式会社ミライト 代表取締役社長
代表取締役副社長	高島 宏一		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取締役	桐山 学	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長 兼同財務サポート部長	
取締役	原 隆一	経営戦略部長	
取締役	山本 康裕	総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長	
取締役	細川 雅由	新ビジネス推進室長	株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	木村 正治	社外 独立	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事
取締役	海老沼 英次	社外 独立	田辺総合法律事務所 パートナー 上智大学法科大学院 非常勤講師 虎の門病院 治験審査委員会委員 楽天銀行株式会社 社外取締役
常勤監査役	松尾 正男	社外 独立	
常勤監査役	十河 政史		
監査役	北島 圭二		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監査役	大工舎 宏	社外 独立	株式会社アットストリーム 代表取締役 株式会社ヴァイナス 社外監査役 大研医器株式会社 社外取締役

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第7回定時株主総会において、細川雅由氏が新たに取締役に、北島圭二氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役木村正治、海老沼英次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松尾正男氏及び監査役大工舎宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役にあり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	坂下 啓輔	平成29年6月28日付 辞任	新ビジネス推進室長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
監査役	児玉 結介	平成29年6月28日付 辞任	株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	93百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	48百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	14名 (4名)	141百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。なお、本制度につきましては、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

### ② 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木村正治氏は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事を兼任しておりますが、当社と国立研究開発法人国立成育医療研究センターとの間に重要な取引等はありません。
- ・取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー、上智大学法科大学院の非常勤講師、虎の門病院の治験審査委員会委員及び楽天銀行株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 大工舎宏氏は、株式会社アットストリームの代表取締役、株式会社ヴァイナスの社外監査役及び大研医器株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	木村 正治	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	海老沼 英次	取締役会15回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	松尾 正男	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。
社外監査役	大工舎 宏	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	104百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めた前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

#### ①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、企業集団という）全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

- (イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。
- (ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。
- (エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。
- (オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。
- (カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
  - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
  - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

### ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

### ⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

### ⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

### ⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

### ⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

### ⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

### ⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。



### ⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

### ①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

### ②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対的確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は15回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も実施し、その機能の向上を図っております。

### ④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

### ⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

### ⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に参加し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	157,346
現金預金	33,748
受取手形	1,384
完成工事未収入金	89,367
売掛金	3,358
未成工事支出金等	21,398
繰延税金資産	2,760
前払費用	728
未収入金	1,440
その他	3,167
貸倒引当金	△7
固定資産	79,133
有形固定資産	44,876
建物及び構築物	24,564
機械、運搬具及び工具器具備品	11,580
土地	20,277
リース資産	3,091
建設仮勘定	8,878
減価償却累計額	△23,515
無形固定資産	6,516
顧客関連資産	2,274
のれん	3,064
ソフトウェア	1,118
その他	59
投資その他の資産	27,740
投資有価証券	21,911
退職給付に係る資産	2,261
繰延税金資産	783
敷金及び保証金	1,235
その他	1,692
貸倒引当金	△143
<b>資産合計</b>	<b>236,480</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
流動負債	63,648
支払手形	508
工事未払金	38,891
短期借入金	124
未払金	3,029
未払法人税等	4,725
未成工事受入金	5,610
工事損失引当金	489
賞与引当金	4,846
役員賞与引当金	78
完成工事補償引当金	6
その他	5,337
固定負債	32,087
転換社債型新株予約権付社債	16,560
長期未払金	377
繰延税金負債	4,367
再評価に係る繰延税金負債	41
役員退職慰労引当金	77
株式報酬引当金	110
退職給付に係る負債	8,626
資産除去債務	96
その他	1,829
<b>負債合計</b>	<b>95,736</b>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	131,184
資本金	7,000
資本剰余金	27,563
利益剰余金	101,789
自己株式	△5,168
その他の包括利益累計額	6,073
その他有価証券評価差額金	4,836
土地再評価差額金	△98
為替換算調整勘定	327
退職給付に係る調整累計額	1,009
非支配株主持分	3,486
<b>純資産合計</b>	<b>140,744</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>236,480</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 連結損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		312,967
完成工事原価		273,206
完成工事総利益		39,761
販売費及び一般管理費		23,046
営業利益		16,715
営業外収益		
受取利息	107	
受取配当金	529	
保険解約返戻金	290	
持分法による投資利益	250	
その他	215	1,394
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	171	
その他	63	271
経常利益		17,838
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	18	
その他	0	23
特別損失		
損害賠償金	14	
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	41	
事業再編費用	33	
その他	135	290
税金等調整前当期純利益		17,570
法人税、住民税及び事業税	5,802	
法人税等調整額	△103	5,698
当期純利益		11,872
非支配株主に帰属する当期純利益		367
親会社株主に帰属する当期純利益		11,504

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,000	26,043	92,679	△5,299	120,423
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△2,381	-	△2,381
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	11,504	-	11,504
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△3	△3
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	13	13
合 併 に よ る 減 少	-	△0	-	-	△0
株式交換による変動	-	1,275	-	119	1,394
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	244	-	-	244
持分法の適用範囲の変動	-	-	△11	-	△11
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	1,519	9,110	130	10,761
当連結会計年度末残高	7,000	27,563	101,789	△5,168	131,184

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4,161	△98	△409	56	3,709	4,704	128,837
当連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△2,381
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	11,504
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△3
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	13
合 併 に よ る 減 少	-	-	-	-	-	-	△0
株式交換による変動	-	-	-	-	-	-	1,394
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	244
持分法の適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	△11
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	674	-	736	953	2,364	△1,218	1,146
当連結会計年度中の変動額合計	674	-	736	953	2,364	△1,218	11,907
当連結会計年度末残高	4,836	△98	327	1,009	6,073	3,486	140,744

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	54社
主要な連結子会社の名称	(株)ミライト (株)ミライト・テクノロジーズ Lantrovision (S) Ltd

当連結会計年度において、以下のとおり連結の範囲が変更となっております。

・株式会社ミライト・テクノロジーズが西日本電工株式会社の株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

・Lantrovision (S) LtdがInnovative Energy Systems & Technology Pte. Ltd.を新設したことに伴い、連結の範囲に含めております。

・東電通アクセス株式会社が株式会社ラインコネクトを新設したことに伴い、連結の範囲に含めております。

・Mirait Singapore Pte.Ltd.はLantrovision (S) Ltdに吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外しております。

・MIS九州株式会社は株式会社ミライト情報システムに吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	近畿通信産業(株)	他3社
--------------	-----------	-----

連結の範囲から除いた理由

近畿通信産業(株)は、原料・資材の円滑な調達を目的として独立した複数の企業が出資を行っている会社であり、財務・営業・事業上の関係からみて、意思決定機関を実質的に支配していないため、連結の範囲から除外しております。その他の非連結子会社につきましては、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数	2社
主要な会社等の名称	近畿通信産業(株)
持分法を適用した関連会社の数	8社
主要な会社等の名称	日本産業(株)

当連結会計年度において、以下のとおり持分法適用の範囲が変更となっております。

・株式会社アクロホールディングスは株式の一部を売却したことにより持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等  
主要な会社等の名称

(非連結子会社) DAIMEI SLK (PRIVATE) LIMITED  
(関連会社) 資材リンコム株

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

商 品……………移動平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

材 料 貯 蔵 品……………主として移動平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 5～65年

その他 2～50年

平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、20年間の定額法により償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員賞与引当金

一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 株式報酬引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債もしくは退職給付に係る資産として計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間又は20年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MIRAIT Technologies Australia Pty.Limited及びLantrovision (S) Ltd等の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該連結子会社の事業年度に係る決算書を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

② 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、連結会計年度末日までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(当社及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員に対する株式給付信託)

当社は、当社並びに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズ（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役及び執行役員（社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。）を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社グループ各社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

なお、当社グループの役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当社グループいずれかの役員退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度期首388百万円、358千株、当連結会計年度末375百万円、345千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

債務保証

次のとおり債務保証を行っております。

MIRAIT PHILIPPINES INC.

借入金 663 百万円  
(外貨額 323百万フィリピンペソ)

従業員

住宅ローン 122 百万円

計

785 百万円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成13年6月29日）に基づき、一部の連結子会社においては事業用の土地の再評価を行っております。なお、連結決算上必要な調整を行い、再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

(2) 土地の再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度における時価と再評価後の帳簿価額との差額

699百万円

3. 工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金額 353百万円

4. 担保に供している資産

現金預金 121百万円

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 145百万円

2. 研究開発費の総額 201百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(千株)	85,381	—	—	85,381
自己株式				
普通株式(千株)	6,343	2	159	6,185

(注) 1 自己株式数には、「株式給付信託」制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(当連結会計年度期首358千株・当連結会計年度末345千株)が含まれております。

2 自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる取得2千株であります。

3 自己株式の株式数の減少159千株は、株式交換による自己株式の処分147千株、退職役員に対する株式給付12千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,190	15.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	1,193	15.00	平成29年9月30日	平成29年11月30日

(注) 1 平成29年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2 平成29年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,590	20.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(注) 平成30年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

### 3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株) (注2)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成28年12月29日発行)	普通株式	12,061,403	—	—	12,061,403	(注1)

(注1) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(注2) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については安全性の高い、短期的な金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である工事未払金の支払期日はほぼ1年以内であります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	33,748	33,748	—
(2) 完成工事未収入金	89,367	89,367	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	18,682	18,682	—
資産計	141,798	141,798	—
(1) 工事未払金	38,891	38,891	—
(2) 転換社債型新株予約権付社債	16,560	21,065	4,504
負債計	55,451	59,956	4,504

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金預金

預金は短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)完成工事未収入金

完成工事未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)工事未払金

工事未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	3,228

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金預金	33,748	—	—	—
(2) 完成工事未収入金	89,367	—	—	—
合 計	123,115	—	—	—

(注) 4. 金銭債務の連結決算日後の支払予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 工事未払金	38,891	—	—	—
(2) 転換社債型新株予約権付社債	—	16,500	—	—
合 計	38,891	16,500	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産については重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,733円14銭
- 1株当たり当期純利益 145円41銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 126円05銭
- 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。  
1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度349千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度345千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合及び株式交換契約締結)

当社と株式会社ＴＴＫ（以下、「ＴＴＫ」といいます。）は、平成30年4月27日に開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に則った経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を、当社を株式交換完全親会社、ＴＴＫを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法により実施することを決議し、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換の実施は、当社においては平成30年6月26日、ＴＴＫにおいては平成30年6月28日開催予定のそれぞれの定時株主総会における特別決議による本株式交換契約の承認を条件として行われる予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（平成30年10月1日（予定））に先立つ平成30年9月26日に、ＴＴＫの普通株式は株式会社東京証券取引所市場第二部において上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ＴＴＫ

事業の内容 通信設備、電気設備の設計・施工・保守・コンサルティング

(2)企業結合を行った主な理由

当社とＴＴＫは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めており、情報通信工事業界の大手3社の一角として全国規模の事業基盤を有し、太陽光発電設備の建設工事と運用・保守等のストックビジネス、ソフトウェア開発、アジアを中心とした海外事業、ドローンビジネス等情報通信工事以外を積極的に展開するミライトグループと東北地方においてブランド力、競争力を有するＴＴＫグループが、同一の企業グループとして経営統合を図り、情報通信工事分野での融合・発展を図ることにより、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。また、本経営統合により、ミライトグループの有する情報通信工事以外のノウハウをＴＴＫグループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の持続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断するに至りました。

(3)企業結合日

平成30年10月1日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、ＴＴＫを株式交換完全子会社とする株式交換

(5)結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

(6)取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	2.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	98.0%
取得後の議決権比率	100.0%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が当社株式を対価として、株式を取得するため。

2. 株式の種類別の交換比率、その算定方法、交付又は交付予定の株式数

(1)株式の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	T T K (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.47

T T Kの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.47株を割当交付いたします。

(2)算定方法

本株式交換における交換比率の算定について、公正性・妥当性を確保するため、個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社を、T T Kは野村證券株式会社を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社は、当該算定結果を踏まえ、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当でありそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、合意いたしました。

(3)交付予定の株数

普通株式 9,789,978株 (予定)

交付する株式は新株の発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株 (予定) を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、豊洲ビル及び現在建設中の大阪第1データセンターについて不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。



## 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	21,279
現金預金	16,465
短期貸付金	1,244
繰延税金資産	43
未収入金	3,480
その他	45
固定資産	85,607
有形固定資産	37
建物	32
備品	5
無形固定資産	5
ソフトウェア	4
その他	0
投資その他の資産	85,563
関係会社株式	79,895
長期貸付金	5,615
その他	52
<b>資産合計</b>	<b>106,886</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
流動負債	27,271
未払金	159
未払法人税等	2,733
未払消費税等	25
預り金	24,199
その他	153
固定負債	16,571
転換社債型新株予約権付社債	16,560
株式報酬引当金	10
<b>負債合計</b>	<b>43,842</b>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	63,043
資本金	7,000
資本剰余金	57,333
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	55,333
利益剰余金	3,840
その他利益剰余金	3,840
繰越利益剰余金	3,840
自己株式	△5,130
<b>純資産合計</b>	<b>63,043</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>106,886</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営管理料	1,637	
関係会社受取配当金	2,561	4,198
営業費用		
一般管理費		1,627
営業利益		2,571
営業外収益		
受取利息	47	
未払配当金除斥益	4	
その他	11	63
営業外費用		
支払利息	6	
その他	1	7
経常利益		2,627
税引前当期純利益		2,627
法人税、住民税及び事業税	43	
法人税等調整額	△4	39
当期純利益		2,587

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	7,000	2,000	55,261	57,261	3,636	△5,260	62,637	62,637
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,384	—	△2,384	△2,384
当期純利益	—	—	—	—	2,587	—	2,587	2,587
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3	△3	△3
自己株式の処分	—	—	72	72	—	133	205	205
株主資本以外の項目の当該変動額(増額)								—
当事業年度中の変動額合計	—	—	72	72	203	130	406	406
当事業年度末残高	7,000	2,000	55,333	57,333	3,840	△5,130	63,043	63,043

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

株式報酬引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(当社及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員に対する株式給付信託)

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載していますので、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期貸付金	1,244百万円
未収入金	3,480百万円
長期貸付金	5,615百万円
未払金	105百万円
預り金	24,196百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

153百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収入	4,198百万円
受取利息	28百万円
支払利息	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	6,343	2	159	6,185

(注) 1 自己株式数には、「株式給付信託」制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度期首358千株・当事業年度末345千株)が含まれております。

2 自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる取得2千株であります。

3 自己株式の株式数の減少159千株は、平成29年7月25日の取締役会決議による自己株式の処分147千株、退職役員に対する株式給付12千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	3
未払事業税	34
未払社会保険料	5
その他	9
繰延税金資産小計	51
繰延税金負債引当額	△8
繰延税金資産合計	43

## (関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ミライト	直接100.0	経営管理の受 託及び資金の 貸借	経営管理料の 受取	927	—	—
				資金の貸借 CMS取引	15,639	預り金	11,862
子会社	(株)ミライト・ テクノロジーズ	直接100.0	経営管理の受 託及び資金の 貸借	経営管理料の 受取	543	—	—
				資金の貸借 CMS取引	3,877	預り金	172
						長期貸付金	5,615

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており  
ます。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
経営管理料は、契約に基づき合理的に決定しております。
3. 資金貸借の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 資金の貸借については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金  
額については期中平均残高を記載しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額         | 796円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益        | 32円71銭  |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 28円26銭  |
4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益  
金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する  
自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株  
式数に含めております。
- 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己  
株式の期中平均株式数は当事業年度349千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該  
自己株式の期末株式数は、当事業年度345千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合及び株式交換契約締結)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載していますので、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社は、豊洲ビルについて不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社T T Kを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社T T Kを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松尾 正男 ㊦
常勤監査役	十河 政史 ㊦
監査役	北島 圭二 ㊦
監査役（社外監査役）	大工舎 宏 ㊦

以上